

鶴川地区における個別避難計画の作成開始について(報告)

2021年度に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。市では、2024年度から、鶴川地区をモデル地区として、個別避難計画の作成を開始します。

1 「避難行動要支援者」とは

災害時に、自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいい、市では①～④のいずれかに該当する方としています。

- ①身体障害者手帳1級及び2級の方
- ②愛の手帳1度及び2度の方
- ③介護保険要介護認定要介護度3から5の方
- ④その他市長が必要と認める方

ただし、施設入所者等を除く

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人数	12,085人	12,508人	12,566人	9,156人 [※]

※2023年度に対象要件の見直しを行い、施設入所者等を除いたため減少

2 「個別避難計画」とは

災害時にどこに避難するか、誰が支援をするか、避難するときどのような配慮が必要か等をあらかじめ確認し、記載した計画を「個別避難計画」といいます。

ご本人やご家族を中心に、必要に応じて福祉等の専門職(ケアマネジャーなど)が関わり、避難を支援する関係者と一緒に計画を作成します。

3 作成方針

内閣府の取組指針より、災害対策基本法改正(2021年)から概ね5年程度(2026年)で、計画作成の優先度の高い方の計画作成を完了することが求められています。

市では2024年度に鶴川地区をモデル地区として個別避難計画の作成を開始し、2026年度までの3年をかけて、計画作成の優先度の高い方約600人の個別避難計画の作成を推進します。

計画作成の優先度は、避難行動要支援者のうち、住んでいる場所の「ハザードの状況」かつ当事者の「心身の状況」から設定します。

4 現在までの主な取り組みと今後の予定

2022年度	・市内関係各部課で構成する会議体を立ち上げ、個別避難計画作成に向け、他自治体の取組などを参考に、対象者の見直しや、優先度の設定、様式などについて検討
2023年度	・モデル地区(鶴川地区)での説明会(福祉等の専門職向け)を開催(8月) ・地域関係者(町内会・自治会、民生委員、消防団)の集まりに参加し説明
2024年度	・モデル地区で計画作成の優先度の高い方の個別避難計画の作成を開始(100人予定)(4~8月予定) ・モデル地区での取組を踏まえて、全市的な説明会の開催
2025年度	・全市的に計画作成の優先度の高い方の計画作成を開始(250人予定)
2026年度	・計画作成の優先度の高い方の計画作成を推進(250人予定)

モデル地区を鶴川地区とした理由

- ①人口や名簿対象者数の状況(割合)が市内平均に近いこと
- ②名簿提供の実績があること

市内一地区でモデル的に作成開始することで、課題や改善点を洗い出し、より良い作成方法で、全市的な実施につなげることが目的です。